

自立訓練とは？

病気や事故などによりなんらかの障害をお持ちの方に対し、日常生活または社会生活を自立して営むことができるよう、生活能力の維持、向上のために必要な訓練、生活等に関する相談や助言などの支援を行います。



自立訓練でできること

立つ歩くなどの基本動作、入浴や排せつ、食事などの日常生活動作、就労や地域交流などの場面に必要な身体的、精神的機能に対し、専門職が個別やグループにて訓練を行います。

例えば・・・

- 身の回りのことが出来るようになりたい
- 仕事がしたい
- 電車やバスで外出できるようになりたい
- お金や時間の管理が出来るようになりたい

区複合棟との連携

高次脳機能障害に対し、専門職が区複合棟と連携して支援を行います。その他、自立訓練前の相談や利用にあたっての障害者手帳の発行、補装具に係る診察など、利用者様のニーズにあった情報提供、支援を行っていきます。

活動時間（通所 9：30～15：30）

	月～金
9:30	朝の会、各自スケジュール作成・確認
	活動時間
10:00 ～	個別
11:50	個別課題、パン工房(作成/販売)、身体障害グループ 知的障害グループ、高次脳機能障害グループ
12:00	昼休み
	活動時間
13:00 ～	個別
14:50	個別課題、パン工房(片付け)、身体障害グループ 知的障害グループ、高次脳機能障害グループ
15:00	活動報告会
15:30	帰宅

※ 上記活動の中から、利用者様ごとの課題に合わせたプログラムに参加して頂きます。プログラムの選択は、専門職と一緒に相談しながら決定していきます。利用時間についても個々の状況に応じて検討いたします。

グループ活動

それぞれの障害に合わせて、社会生活や対人関係において必要な訓練を集団で行い、地域での生活、社会参加に向けた耐久性の向上などを目的とします。グループや参加頻度については、個々の目標と専門職の評価結果に基づきご相談の上で決定いたします。

定員

【通所】 生活訓練：15名／機能訓練：5名
自力通所が困難な場合は必要に応じて送迎車の利用が可能です。

【入所】 生活訓練：5名／機能訓練：5名

利用に際して

自立訓練は、障害者総合支援法で行っているサービスです。

【対象となる方】

- ・身体障害者、精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳をお持ちの方
- ・訓練等給付の支給を受けている方
- ・地域での生活、社会参加を目指す方

【利用期間】

生活訓練：24か月

機能訓練：18か月

パン工房

パン作りや販売活動を通して、集団活動や就労に向けた耐久性、社会性の向上を目指します。



東京リハビリテーションセンター世田谷

自立訓練（入所・通所）

2019年4月1日 開設



アクセス



＜電車でお越しの場合＞

小田急小田原線 梅ヶ丘駅 北口徒歩3分

小田急小田原線 梅ヶ丘 豪徳寺駅徒歩9分

東急世田谷線 山下駅徒歩9分

お問い合わせ

社会福祉法人 南東北福祉事業団

梅ヶ丘拠点民間施設棟 障害者支援施設

TEL：03-5451-5055

住所：東京都世田谷区松原 6-37-1

自立訓練（入所施設）に関して

病院や入所施設を退院、退所された方で、地域生活への移行を図るうえで必要な機能訓練や日常生活訓練（入浴、排せつ、食事等）を、専門職が集中的に行います。

一日のスケジュール

7:00	起床
7:30	朝食
8:00	身支度、スケジュール確認、服薬
9:30	～ 通所フロアにて日中活動に参加
15:30	
15:30	生活訓練 又は 個別リハビリ
18:00	夕食
19:00	自由時間、就寝準備
21:00	就寝

※日中活動は通所プログラムをご参照ください

【対象者】

- ・身体障害者、精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳をお持ちの方
- ・訓練等給付の支給を受けている方
- ・地域での生活を目指す方

【利用期間】

生活訓練：24 か月

機能訓練：18 か月